

○八尾市自殺対策計画審議会規則

平成30年 7月12日規則第126号

改正

令和 2年 9月30日規則第74号

令和 3年 3月31日規則第56号

八尾市自殺対策計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第 2 条の規定に基づき、八尾市自殺対策計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議を行う。

- (1) 自殺対策に係る計画に関すること。
- (2) その他計画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 住民代表者
- (4) 市民公募委員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第7条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(専門部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 審議会の事務局は、健康福祉部保健予防課において行う。

2 別表の幹事課は、事務局の円滑な進行のため、事務局を補佐する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第56号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

	幹事課
	いじめから子どもを守る課
	危機管理課
政策企画部	政策推進課
総務部	職員課
人権ふれあい部	人権政策課
	コミュニティ政策推進課
健康福祉部	地域共生推進課
	生活福祉課
	高齢介護課
	障害福祉課
	健康推進課
子ども若者部	子ども若者政策課
	子ども総合支援課
魅力創造部	産業政策課
	労働支援課
市立病院事務局	企画運営課
教育委員会事務局	学校教育推進課
	人権教育課
	生涯学習課